「付加保険料」の納付もおすすめです！

月額400円の**付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加わります**。付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。

付加保険料の納付のお申込みは、市区町村の窓口又はお近くの年金事務所へお願いいたします。後日、年金事務所から納付書をお送りいたします。

なお、付加保険料の納付は、お申込みいただいた月分からとなり、定額保険料（月額15,040円）を納付していただくことが条件となります。また、国民年金基金へ加入されている方は付加保険料を納付していただくことはできません。

老齢基礎年金

● 20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）、**保険料をすべて納めて満額の786,500円（年額）**を受給できます。
未納や免除の期間があるときは、次の計算式で計算した額となります。

$$786{,}500\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{4分の1免除月数} \times 7/8 + \text{半額免除月数} \times 6/8 + \text{4分の3免除月数} \times 5/8 + \text{全額免除月数} \times 1/2}{480\text{月（加入可能年数）}}$$

●付加保険料を納めた期間がある場合は、次の額が老齢基礎年金に加算されます。

200円　×　付加保険料納付月数

2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れますので、お得です。

【お問い合せ先】 役場住民生活課　☎77－3613　　由岐支所住民室　☎78－2212

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成25年9月に送付いたします。対象者は、今年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。

【お問い合せ先】 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
☎088－677－3666